

## 審 査 決 定 報 告 書

### 新市民会館整備等調査特別委員会

令和3年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第121号の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

本案については、12月16日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

#### 1 議案第121号 指定管理者の指定について（水戸市民会館）

本案は、水戸市民会館について、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間、指定管理者の指定を行うものであり、候補者選定における審査内容について、債務負担行為の限度額について、地元企業の参画について、管理・運営体制について、市主催事業に係る利用等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「協定の締結に当たっては、事業効果の高い、着実な管理・運営がされるよう、様々な事態を想定した綿密な協議を進められたい」、「地域経済活性化や市内業者の育成の観点から、地元企業との協力体制を確実に担保されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

#### 記

#### 議案第121号

原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和3年12月21日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

新市民会館整備等調査特別委員会  
委員長 渡 辺 政 明